

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月10日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

新潟県公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和60年新潟県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。